

別添 7

令和 6 年能登半島地震により被災した地域に係る特例

第 1 能登半島地震対応畜産クラスター計画

- 1 令和 6 年能登半島地震により施設等が被災した地域において、畜産クラスター協議会は、その復旧及び体質強化を図るための計画であって要領第 3 の畜産クラスター計画の基準を全て満たすものを定め、又は既に認定を受けた畜産クラスター計画を変更し、県知事の認定を受けることができる。
- 2 1 により県知事の認定を受ける畜産クラスター計画（以下「能登半島地震対応畜産クラスター計画」という。）には、次の項目が記載されなければならない。
 - （1）畜産クラスター協議会の活動地域における令和 6 年能登半島地震による畜産の被害状況
 - （2）能登半島地震対応畜産クラスター計画に位置づけられた令和 6 年能登半島地震による被災からの畜産生産基盤の復旧及び体質強化を図るための取組

第 2 施設整備事業の内容

1 能登半島地震対応畜産クラスター計画に基づく補助

県知事は、令和 6 年能登半島地震により施設等が被災した地域（以下「被災地域」という。）において、第 1 の能登半島地震対応畜産クラスター計画に基づき中心的な経営体等が行う別紙 1 の第 1 の 1 の施設等の整備及び第 1 の 2 の家畜の導入の取組に対し、これに要する経費の一部の補助を行うことができるものとする。

この場合における別紙 1 の技術的読替えは別表のとおりとし、別紙 1 の第 8 の 1 の（7）から（12）まで及び第 11 の 2 の規定は、適用しない。

2 施設等の整備における特例

被災地域における別紙 1 の第 1 の 1 の施設等の整備に当たり、都道府県知事が特に必要と認める場合には、地方農政局長等と協議の上、同第 7 の 12 の特認事業費を超える額を補助対象の上限とすることができるものとする。

なお、協議に際し、都道府県知事は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

3 家畜の導入における特例

別紙 1 の第 1 の 1 の（1）の家畜飼養管理施設の整備を行い、かつ能登半島地震対応畜産クラスター計画に基づき、当該施設において購入した家畜の飼養を行うことにより規模拡大を行う中心的な経営体等に対して、その購入に要する経費の一部を補助するものとし、補助対象基準及び補助率

については、別紙１の別表１の区分の欄の２の家畜の導入に関する補助対象基準及び補助率の欄に掲げる規定を準用する。この場合において、補助対象基準の欄の２中「本別紙の第５の２の者に貸し付ける」とあるのは、「別添７の第２の３の者に対する補助対象となる」と読み替えることができるものとし、読み替えるときは、同欄の３のアは適用しないものとする。

４ 被災した施設等の撤去

- (１) 別紙１の第１の１の施設等（以下「家畜飼養管理施設等」という。）について、能登半島地震対応畜産クラスター計画に基づき整備を行う場合には、被災した施設等の全部又は一部の撤去に要する費用について補助する。この場合において、撤去対象に家畜飼養管理施設等以外の施設等が含まれる場合には、能登半島地震対応畜産クラスター計画に基づく家畜飼養管理施設等の整備に必要な範囲において、その撤去に要する費用について補助する。
- (２) (１)の場合において、対象となる取組主体は、別紙１の第３の(１)から(９)までのいずれかに該当する者とし、その補助率は１／２以内とする。

第３ 機械導入事業の内容

実施主体たる基金管理団体は、能登半島地震対応畜産クラスター計画に基づく取組を行う者に係る別紙２の第１の１の事業を行うことができるものとする。

この場合において、別紙２中「畜産クラスター計画」とあるのは、「能登半島地震対応畜産クラスター計画」と読み替えるものとする。

別表

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
別紙１全体	畜産クラスター計画	能登半島地震対応畜産クラスター計画
第８の１の（５）	農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）及び基金管理団体に	農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）に
第８の１の（１３）	基金管理団体に	国に
第８の１の（１４）	（１）から（８）まで	（１）から（６）まで
第８の１の（１４）	キ 事業の完了年度の変更	キ 事業の完了年度の変更 なお、財政法（昭和22年法律第34号）第43条第1項による歳出予算繰越の承認があった場合は、キに係る承認を受けたものと見なす。
第９の１	畜産局長及び基金管理団体に	畜産局長に
第10	第８の１の（10）の基金管理団体への	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）第22に基づく地方農政局長等への
第12の１の（２）	基金管理団体に	国に